

嬉野市新庁舎建設設計業務プロポーザル 参加表明に係る質問書に対する回答

No.	資料・ページ	質問	回答
1	実施要領 2 ページ	本プロポーザルに共同企業体による参加は可能でしょうか。	可能とする。
2	実施要領 2 ページ	共同企業体による参加が可能な場合、参加資格要件は共同企業体の構成員のうち1社が資格要件を満たせば宜しいでしょうか。	共同企業体の構成員のうち、代表構成員が参加資格要件を全て満たさなければならない。 ただし、「実施要領P2 4 参加資格要件(8)」に関しては、共同企業体の構成員の1社が参加資格要件を満たせば宜しい。
3	実施要領 P.3 参加表明書等の作成及び提出 6 実績としての成果品 参加表明書等作成要領 P.2 (5)実績としての成果品	様式第2-1に記載した件数の成果品を様式第4号に添付し、提出すると考えて宜しいでしょうか。 又、「冊子等の成果品」とありますが、パンフレット、雑誌掲載記事、設計図面(配置図・各階平面図、立面図)等のいづれかと考えて宜しいでしょうか。	宜しい。 ただし、様式第2-1に記載する件数は最大5件までとする。 又、「冊子等の成果品」は、設計図面等とし、「実施要領P2 4 参加資格要件(7)」の内容が確認できるものとする。
4	実施要領 P.3 参加表明書等の作成及び提出	提出する体裁は、各様式毎に記載されている資料を添付し、一式、クリップ止めとして宜しいでしょうか。 又、様式第2-1号(会社概要・業務実績)及び様式第3号(配置予定技術者)の各配置予定技術者に添付する書類が重複する場合(契約書、図面等)、1部のみの提出として宜しいでしょうか。	クリップ止めして宜しい。 書類が重複する場合(契約書、図面等)、1部のみの提出として宜しい。 ただし、添付書類の該当する実績が分かる様に工夫すること。
5	仕様書 P.10(2)建物規模 ア新庁舎	「新庁舎機能6,500㎡以内」と記載されていますが、根拠となる必要諸室、室数、面積等が分かる諸元表がありましたら、ご提示頂けますでしょうか。 参加表明に係る質問ではありませんが、早期に計画検討作業を行うために質疑させて頂きました。	諸元表はない。 根拠については、「嬉野市新庁舎建設基本計画P6・P7 第2章 建築計画に関する検討 1. 新庁舎の規模検討」に記載されているので、内容を確認すること。
6	様式第3号 配置予定技術者	「立場」の実績が分かる資料は、発注者に提出した重要事項説明書、担当者届書、体制表等と考えて宜しいでしょうか。	宜しい。
7	その他	敷地のレベルが分かる敷地測量図、地質調査データがありましたら、ご提示頂けますでしょうか。 参加表明に係る質問ではありませんが、早期に計画検討作業を行うために質疑させて頂きました。	敷地測量(別途発注)と地質調査(別途発注)は令和5年5月末完了予定で実施中です。 既存付近見取図と既存配置図のPDFデータを回答と共にHP上にUPするので参照ください。
8	実施要領P3	4 参加資格要件(12)に、一級建築士の資格を有する者を自らの組織の中から、主たる技術者として2名以上配置できること、とありますが、主たる技術者とは、管理技術者および総合主任技術者以外の者を示すと考えて宜しいでしょうか。	主たる技術者は、管理技術者及び主任技術者(総合主任技術者を含む)を示します。

No.	資料・ページ	質問	回答
9	実施要領P3	6 参加表明書等の作成及び提出(1)No. 3 業務実績、No. 4 契約履行実績証明書において、ZEB補助金申請に関する業務実績を示す書類としては、「補助金採択通知書」等の提出で宜しいでしょうか。	宜しい。 ただし、「補助金採択通知書」は様式第2-2号、様式第2-3号の添付書類等の扱いとし、様式第2-2号、様式第2-3号は、実績として該当する様式を提出すること。(いずれか一つのみ提出でも可)
10	実施要領P3	6 参加表明書等の作成及び提出(1)No. 6 実績としての成果品において、「冊子等の成果品、コピーしたのもでも可」とありますが、成果品として、「基本設計図書・実施設計図書一式」を業務数分提出する場合、成果品が膨大になるため、「契約書・確認済証」を提出することで実績とすると考えて宜しいでしょうか。その場合、様式第4号の添付書類が、様式第2号で提出する「契約及び業務完了を証するものの写し」と同じ場合は、同じものを添付すると考えて宜しいでしょうか。	「参加表明書等作成要領P.2 (5) 実績としての成果品(様式第4号)ア」に記載の通り、成果品は抜粋したものでも可とする。 又、「冊子等の成果品」は、設計図面等とし、「実施要領P2 4 参加資格要件(7)」の内容が確認できるものとする。「契約書・確認済証」で「実施要領P2 4 参加資格要件(7)」の内容が確認可能な場合は「契約書・確認済証」の提出で可とする。 添付する書類が重複する場合(契約書、図面等)、1部のみ提出として宜しい。ただし、添付書類の該当する実績が分かる様に工夫すること
11	実施要領P3	参加表明書の提出書類はクリップ止めで提出すると考えて宜しいでしょうか。また、参加表明書及び技術提案書の提出を持参にて行う場合、封筒等への封入は不要と考えると宜しいでしょうか。	宜しい。
12	仕様書P2	1 一般業務(1)に平成21国土交通省告示第15号別添一第1項とありますが、告示第98号別添一第1項に読み替えて宜しいでしょうか。改訂前の告示15号を正とされる場合、理由等ございましたらご教示ください。	宜しい。
13	仕様書P9	第4業務概要の4業務概要(1)(2)の告示15号は告示98号に読み替えて宜しいでしょうか。	宜しい。
14	仕様書P15	(2) 追加業務の内容及び範囲、フのCASBEEの申請資料作成及び申請業務について、嬉野市はCASBEEの届出が義務付けられている自治体ではないため、自己評価と考えると宜しいでしょうか。	CASBEEの法的届出の有り無しに関わらずCASBEEの自己評価を提出願います。
15	仕様書P18、P23	P23の基本設計成果品 7. その他に⑥地盤調査結果報告書とありますが、P18 ⑦には地盤調査結果(※別途発注)と記載されています。地盤調査は別途業務と考えると宜しいでしょうか。	宜しい。
16	仕様書P25	5. 届出関係、嬉野市では⑤防災計画書、⑧緑化計画書、⑩CASBEEなどの届出が義務付けられている自治体ではないため、必要な申請・届出を適宜行う、という考えで宜しいでしょうか。	法的に必要な申請・届出を適宜行う、という考えで宜しい。 ただし、CASBEEについては法的届出の有り無しに関わらずCASBEEの自己評価を提出願います。

No.	資料・ページ	質問	回答
17	仕様書P32	VR作成業務 特記仕様書 (3)ウに「VR空間の機能全体をフリーライセンスで利用できること」とありますが、この手法が可能な動画制作会社は限定されるため、嬉野市および市民が、VRにて重要な空間を分かりやすく確認できること、打合せの中で3Dモデルをつかってパターンを確認しながら進めることができることを主目的として、契約時にVR作成要領の詳細を協議することは可能でしょうか。	可能とする。